

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

告 示

ページ

- 北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の改正の
請求の受理【総務企画局総務部総務課】

2

北九州市告示第338号

平成24年9月7日北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の改正の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 請求代表者の住所氏名

北九州市小倉北区足原一丁目10番36-402号

中村義雄

2 請求の要旨

本市の財政は脆弱であり、また今後の大幅な人口減少問題、高齢化の進展による社会保障費の増大等、行財政改革は市の最優先課題である。改革の先頭に立つ議会は率先して議会改革に取り組むべきである。

平成23年4月1日現在の議員1人当たりの人口を比較すると、本市は15,953人に1人、福岡市は23,695人に1人、本市を除く政令市平均は21,765人に1人、人口90～130万人の本市を除く同規模政令市平均は19,656人に1人である。これを本市の人口に置き換えると福岡市41.1人、政令市平均44.7人、同規模政令市平均49.5人であり、どのケースと比較しても本市が10人以上多い。

議員1人当たりの年間経費は約2,000万円である。議員を同規模政令市並みの50人、11名削減することで、年間約2億2,000万円、4年間で8億8,000万円の削減効果がある。財政面で厳しい本市は他都市より多くの議員は必要無く、議員定数の見直しをするべきである。

上記の理由から、議員定数について同規模政令市並とするため、議員定数を11名削減し、徹底した議会改革を実現する。